

中国の工業インターネット

～ポストコロナの経済復興で発展の好機が迎える

リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス2

中国の工業インターネット～ポストコロナの経済復興で発展の好機が迎える2

- 中共中央全面深化改革委員会第十四回会議は6月30日、『次世代情報技術と製造業の融合発展に関する指導意見』(以下は、意見)を発表した。同意見では工業インターネットについて、「新型インフラ建設の重要な部分として、将来、製造業のレベルアップ並びにスマート製造を進展させる核心的な存在」とされ、その重要性を強調した。工業情報化部の試算によると、2020年の工業インターネットの国内市場規模は3.1兆元に達し、GDPに対する割合が2.9%に達するとみられる。また、このような市場規模拡大に注目が集まり、関連企業数が40万社を超え、国内プラットフォームに接続済みの生産設備は延べ3,000万台以上となっている。
- 本稿は、中国の工業インターネット業界をフォーカスし、関連政策・制度の変遷、同市場規模の変化と主要なプレイヤーを概観し、戦略・ビジネス立案で多用される「SWOT分析」を通じて同業界の長期的発展に係わる諸要因について分析する。

君合の中国法コラム7

『中国民法典』の施行に関する解説(下)7

- 前回の内容に続き、今回では、契約編の重要内容を取り上げて紹介する。

三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2020年7月)9

メントピックス

中国の工業インターネット～ポストコロナの経済復興で発展の好機が迎える

中共中央全面深化改革委員会第十四回会議は6月30日、『次世代情報技術と製造業の融合発展に関する指導意見』(以下は、意見)を発表した。同意見では工業インターネットについて、「新型インフラ建設の重要な部分として、将来、製造業のレベルアップ並びにスマート製造を発展させる核心的な存在」とされ、その重要性を強調した。工業情報化部の試算によると、2020年の工業インターネットの国内市場規模は3.1兆元、GDPに対する割合が2.9%に達する見込みである。また、このような市場規模の拡大に注目が集まり、関連企業数が40万社を超え、国内主要プラットフォーム¹⁾に接続済みの生産設備は延べ3,000万台以上となっている。

本稿は、中国の工業インターネット業界にフォーカスし、関連政策・制度の変遷、同市場規模の変化と主要なプレイヤーを概観し、戦略・ビジネス立案で多用される「SWOT分析」を通じて同業界の長期的発展に係わる諸要因について分析する。

I. 中国の工業インターネット

➤ 工業インターネット関連政策の動向

中国では「中国製造 2025」や「デジタル中国(数字中国)」等、一連の工業振興策が実行され、工業インターネットに対する需要が拡大しつつある。最新の工業インターネット関連動向として、2019年の政府工作報告(2019年3月)では、「工業インターネットプラットフォームに注力し、「スマート+(プラス)」を発展させる」と強調し、2020年3月17日に開催された国務院常務会議では、「デジタル経済の規模を拡大し、工業インターネットの力を借りて伝統産業のオンライン化とクラウド化を推進する」と明言した。その翌日に開催された中共中央政治局常務委員会会議では、「5Gとデータセンター(ビッグデータ)を始めとする新型インフラ建設を加速し、工業インターネットを「次世代情報技術を生み出す土台」として発展させる」とし、各地方政府も発展計画や促進策を続々と発表した(図表1)。

図表1 工業インターネットの関連政策

	担当部門	発表日	政策名称
中央政府	中共中央全面深化改革委員会	2020年06月30日	次世代情報技術と製造業の融合発展に関する指導意見
	工業情報化部弁公庁	2020年03月20日	工業情報化部弁公庁工業インターネットの発展を加速する通知
	工業情報化部弁公庁	2019年11月22日	工業情報化部弁公庁5G+工業インターネット「512プロジェクト」を推進する通知
	国家発展改革委員会等15部門	2019年11月15日	先端製造業と現代サービス業の深度ある融合と発展に関する実施意見
	工業情報化部等10部門	2019年08月28日	10部門工業インターネットセキュリティ強化を強化する指導意見
	工業情報化部等2部門	2019年01月29日	2部門工業インターネットの総合標準化体系建設に関する通知
	工業情報化部	2018年06月07日	工業インターネット発展行動計画(2018-2020年)
国務院	2017年11月30日	「インターネット+先端製造業」を深化し、工業インターネットを発展する指導意見	
地方政府	上海市政府	2020年06月19日	工業インターネットイノベーションを推進し、「工賦上海」を実施する三年行動計画(2020-2022年)
	広東省政府	2020年04月29日	広東省5G+工業インターネット応用示範パークに関する通知
	北京市政府	2018年12月07日	北京市工業インターネット発展行動計画(2018-2020年)
	天津市政府	2018年10月09日	天津市工業インターネットイノベーションと応用を加速し、工業企業のクラウド化とプラットフォーム化を促進する行動計画(2018-2020年)
	浙江省政府	2018年08月13日	工業インターネットによる製造業の質の高い発展を推進する実施意見
	貴州省政府	2018年08月13日	貴州省ビッグデータと工業の深度ある融合を推進し、工業インターネットを発展する実施方案
	吉林省政府	2018年04月25日	吉林省政府工業インターネットの発展を深化する実施意見

出所：各種報道により当行中国調査室作成

¹⁾工業インターネット産業連盟(AII)に加盟した「航天雲網」(CASIC)、「華為 FUSION PLANT」(HUAWAI)、「阿里 supET」(ALIBABA)、「浪潮雲 In-Cloud」(INSPUR)、「海爾 COSMOPlat」(HAIER)、「中天互聯 Asun」(ASUNCLOUD)、「工業富聯 BEACON」(FOXCONN)、「騰訊雲」(TENCENT)、「美的 M.IoT」(MEDIA)、「用友雲」(YOUYOU)の10社を指す。

工業インターネットの構成要素

工業インターネットは文字通り工業(Industrial)とインターネット(Internet)の造語であり、広義的には、「サイバーフィジカルシステムをネットワーク化するインフラストラクチャー」と定義できる。工業インターネットは単一な技術ではなく、いわば「技術の複合体」である(図表2)。その核心といえる構成要素は、通信スピードを高める「5G」、機械間コミュニケーションを実現する「IoT(モノのインターネット)」、過去のデータで趨勢を予測する「ビッグデータ」である。

図表2 工業インターネットの構成(イメージ)



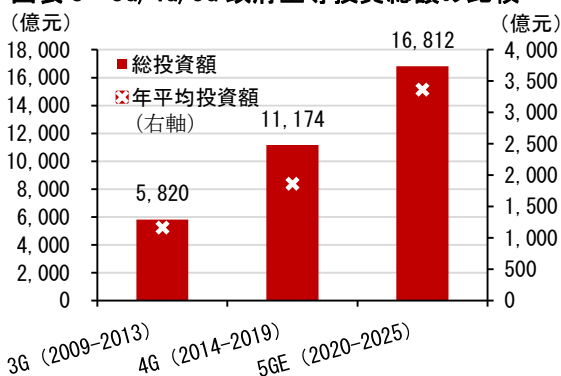
出所：当行中国調査室作成

注：下段の9分野は工業インターネット以外(個人利用)でも応用される。

5G(第5世代移動通信システム)

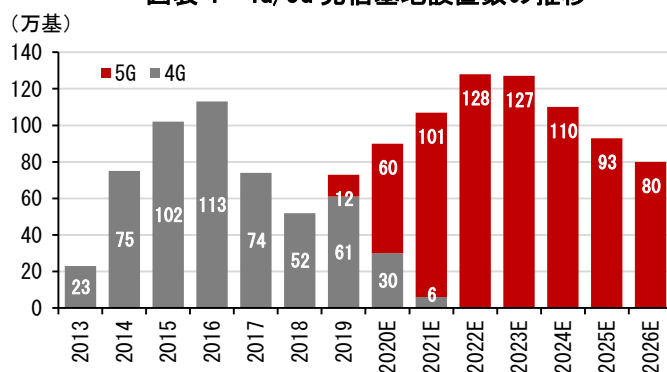
5Gは工業インターネットの重要な基礎部分である。工業情報化部は2019年6月に国内3大キャリア会社である中国移动(China Mobil)・中国联通(China Unicom)・中国电信(China Telecom)並びにデジタルテレビ配信を主力事業とした中国広電(CBNI)に5Gの商業利用許可を交付し、同年が「5G元年」と称されるようになった。その後5Gの国内市場規模が急速に拡大し、2020年末時点の市場規模(予測値)は6.6兆元に達するとみられる。5Gの特徴は通信スピードの速さ(最大1Gbpsで、4Gの10倍以上)、同時接続数の多さ(最大100万台/km²、4Gの50倍以上)並びに殆ど遅延しないことから、個人利用よりも産業利用に向いているといわれる。2020年全人代で発表した政府工作報告では新型インフラを重点分野として投資を推進することとし、2020年以降の5年間の5G向け投資総額(予想値)は1.7兆元近く上る見込みであり、単純計算では年平均投資額(3,362.4億元)も4G当時(1,862.3億元)より1.8倍拡大することとなる(図表3)。分野別では、5G投資の大部分が発信機(基地局)にあり、その設置数は2026年までに延べ711万基(3大キャリアと中国広電の合計)と予測され、1基当たりの設置費用が40万元で単純計算すると、完了までの投資総額は2.8兆元に上る(図表4)。

図表3 3G/4G/5G 政府主導投資総額の比較



出所：工業情報化部より当行中国調査室作成

図表4 4G/5G 発信基地設置数の推移



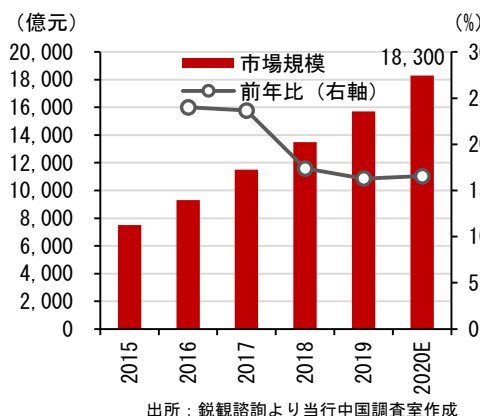
出所：工業情報化部より当行中国調査室作成

IoT(モノのインターネット)

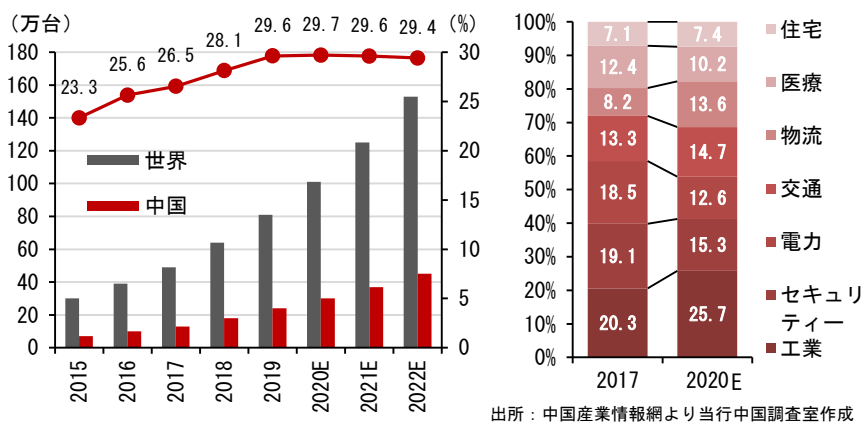
5Gの発展に因み、機械同士で相互に繋がるIoTの市場規模も急速に拡大している。コンサルティング会社の鋭観諮詢によると、2020年のIoT市場規模は1.8兆元まで拡大し、前年比では横ばいに推移しているものの、依然として15%台を維持している(図表5)。また近年、工場等の生産現場の無人化により、生産時に工場内の装置の状況や工程進捗等を常時モニタリングするIoT端末の応用が拡大し、2019年には24万個、2022年には予測値として45万個に達し、世界全体に対する構成比は29%台と高位で推移し続ける見通しである。

分野別で端末の保有構造をみると、工業はもともと最大のシェアを占め、2020年には更に拡大している。その次に物流と交通が拡大し、住宅の構成比も小幅に上昇している(図表6)。

図表5 中国のIoT市場規模の推移



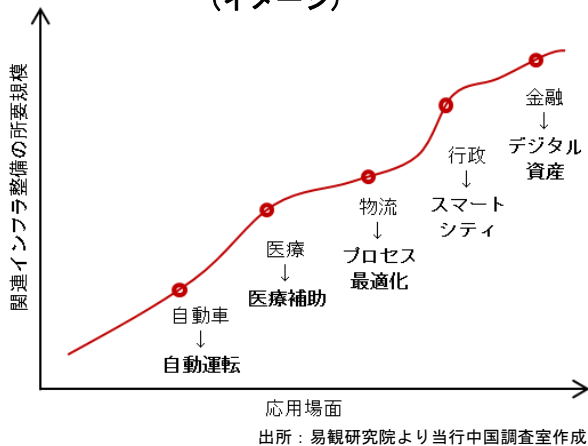
図表6 IoT 端末保有量 (左図) と分野別構成比 (右図)



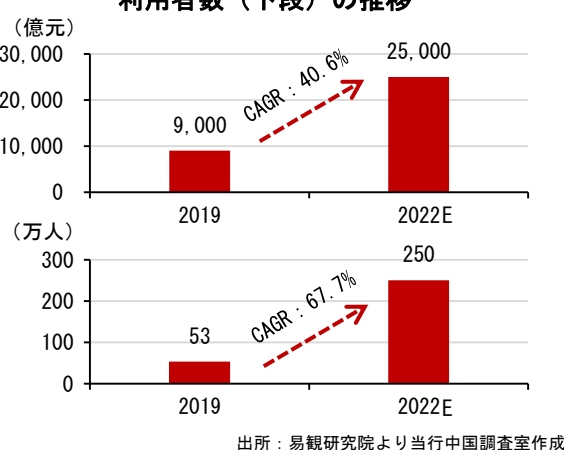
ビッグデータ

ビッグデータはデータ管理ソフトでは処理できないほどの巨大規模で複雑なデータを指す。中国では2014年の政府工作報告で初めて言及されて以来、とりわけ近年においては、データを生産要素としてその位置づけは高まりつつあり、関連インフラ整備の充実に従いビッグデータの応用場面も飛躍的に拡大する(図表7)。現時点の国内市場規模については、工業情報化部は2020年までに1兆元まで拡大するとし、また各地方政府もそれぞれの目標値を設定している。情報専門コンサルティング会社の易観研究院の報告によると、2022年までには国内のビッグデータ市場規模は2.5兆元、利用者数は250万人に上ると予測している(図表8)。

図表7 ビッグデータの応用とインフラの関係 (イメージ)



図表8 ビッグデータの市場規模 (上段) と利用者数 (下段) の推移



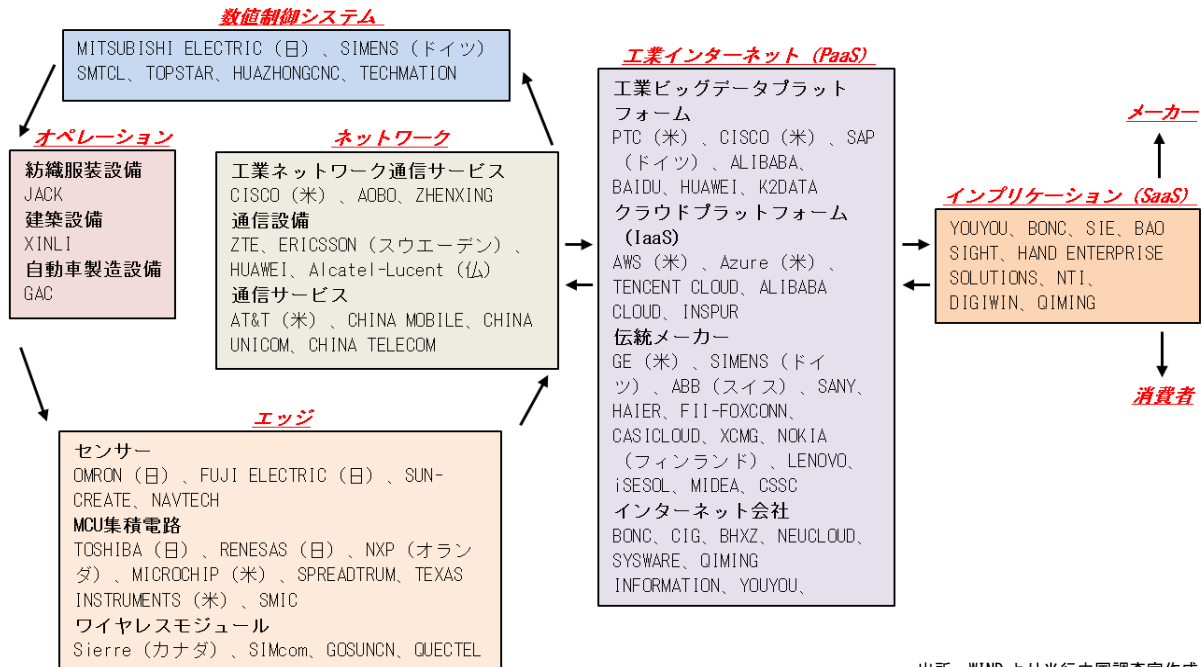
II. 工業インターネットの関連会社

先述通り、近年工業インターネットの関連会社が増えつつある。国務院が2017年に発表した『「インターネット+先端製造業」を深化し、工業インターネットを発展する指導意見』では、「企業が協力し合う発展体系を創り、異業種並びに大中小規模の企業の融合ある発展を促進する」とし、市場参入者の増加と多様化の重要性を強調している。

工業インターネットは技術的には、上層部である「数値制御システム」、「オペレーション」、「エッジ(コンピューティング)」、「ネットワーク」、中層部である「工業インターネット(PaaS=Platform as a Service)」、下層部である「インプリケーション(SaaS=Software as a Service)」に分類できる。現時点では、全てのプロセスに中国企業があり、「オール・メイド・イン・チャイナ」が現実化し、ZTE(中興)、HUAWEI(華為)、ALIBABA(阿里巴巴)

巴)、YOUYOU(用友)、INSPUR(浪潮)といった業界をリードする有名企業が輩出した。また、外資系とりわけ日系企業が存在感を有するのは主に上層部の数値制御システム、エッジ、ネットワークであり、今後の市場拡大に伴い、関連のビジネスチャンスも拡大するとみられる(図表9)。

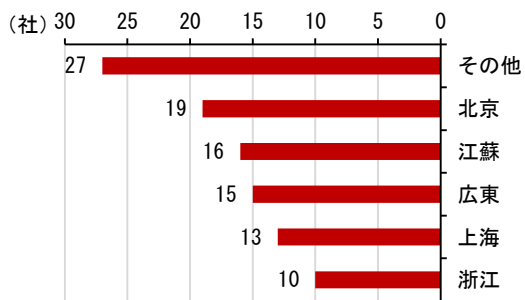
図表9 工業インターネット関連の主力メーカー



出所：WINDより当行中国調査室作成
注：括弧無の会社は全て中国企業

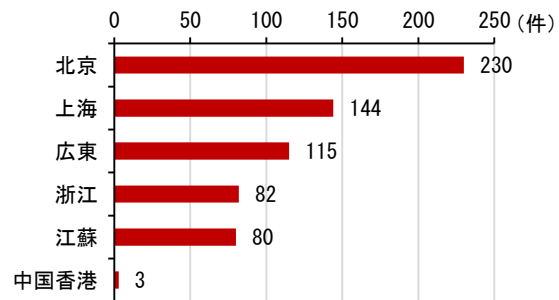
工業インターネット会社の地域別分布については、図表10の通り、100社の上場企業のうち、北京には19社と最も多く、その次に江蘇、広東、上海、浙江であり、上位5地域で全体の7割以上の有力社(上場会社)が集積している(図表10)。非上場会社も同様な状況であり、件数ベースの資金調達を見ると、北京を始めとする5地域が全体を牽引し、また1位の北京が230件と2位の上海(144件)をも大きくリードし、特定地域への集積が明確である(図表11)。

図表10 工業インターネット上場会社の地域別分布



出所：前瞻研究院より当行中国調査室作成

図表11 工業インターネット非上場会社資金調達の地域別分布



出所：前瞻研究院より当行中国調査室作成

Ⅲ. 工業インターネット業界に対する要因分析

工業インターネットは中国では急速に拡大し、市場プレイヤーも増えつつあるものの、業界としては、まだ発展の初期段階にある。そのため、強みとビジネス機会が存在するとともに、リスク要因として弱みと不確実性も残されている。SWOT分析は、分析対象を変化させる要因を「内部・外部」と「ポジティブ・ネガティブ」の2軸に分けられ、戦略・ビジネス立案や業界評価を行う際に多用される。中国の工業インターネットに関してSWOT分析を行った結果、主な強みとしては市場の広大さと産学官連携(関連促進策も含む)による開発環

境の安定さが挙げられ、一方、弱みとしては発展の初期段階にある故に投資パフォーマンスの問題や法整備の欠如、並びに財政支援に対する過度な依存が指摘される(図表 12)。また、近年米国による中国技術分野への制裁も「脅威」として挙げられ、技術開発の(人的・物的な)交流中断だけでなく、同分野の国内企業の国際化を阻害し、業界全体の発展を遅らせる可能性もある(図表 13)。

図表 12 中国の工業インターネットに関する SWOT 分析

	ポジティブ要因	ネガティブ要因
内部環境	Strength (強み) ・ 製造業のレベルアップが進行し、国内市場が大きく、規模の経済性が生じやすい ・ 市場参入が活発し、プレイヤーが多数、一部企業が先端技術を有する ・ 産学官連携で開発・応用環境が安定的 ・ 資本市場では関連PE・VCが多数、融資環境が整える	Weakness (弱み) ・ 全体的な研究開発の水準がやや低く、一部の投資パフォーマンスが悪い ・ 研究と応用(商品化)の間にミスマッチがあり、企業の営業利益創出が困難 ・ 業界の標準化が進んでおらず、技術開発や応用面での汎用性が低い
	Opportunity (機会) ・ 政府からの関連促進策が多く、とりわけ中小企業への財政的支援が分厚い ・ 新型インフラ建設の一環として、今後は重要な投資分野 ・ 「走出去」戦略や「一帯一路」構想に沿い、国際市場(外国からの需要)が拡大中	Threat (脅威) ・ 法整備が不十分で、セキュリティリスク(著作権・特許権保護や技術流出)が存在 ・ 政府主導と財政支援に頼みの部分が大きく、自主開発のインセンティブが不足 ・ 米国主導の対中国技術封鎖による国際市場からの締め出しリスク

出所：当行中国調査室作成

図表 13 米国による制裁を受けた中国工業インターネット関連企業

発効日	対象	業務分野
2020/06/24	華為、海康威視、浪潮、中国電子等20社	ロボット・AI・通信等
2020/05/22	烽火、東方網力、奇虎360等33社	ロボット・AI・通信等
2019/10/08	大華科技、海康威視、科大訊飛等8社	セキュリティ・AI等
2019/08/15	中広核等4社	原子力発電・スマートエネルギー等
2019/06/21	中科曙光等5社	集積回路・スーパーコンピューター等
2019/05/15	華為関連企業70社	通信技術・通信設備・インターネットサービス等
2018/08/01	河北遠東通信、中国電子科技集団等8社	ミサイルシステム・航空機(含む部品)製造等
2018/01/26	成都天奥信息	北斗衛星関連製品の開発と生産

出所：各種報道により当行中国調査室作成

IV. まとめ

本稿は、中国の工業インターネット業界を主眼に、関連政策の動向、市場規模と関連企業の状況をレビューし、最後に現時点の発展に対する要因分析(SWOT分析)を行った。中国では近年経済のサービス化が進んでいるが、製造業を始めとする工業は相変わらず国民経済を支える重要なファクトである。また、近年工業分野のグレードアップが急速に進められ、更にこれまで提唱してきた「中国製造 2025」や「デジタル中国」といった一連の産業開発政策も継続され、これらは何れも工業インターネットに対する需要を増やし、同分野の発展の好機が迎えつつあるといえる。

一方、現時点では、支援策に対する過度な依存や、開発・応用間のミスマッチ、並びに法整備が業界発展に追いつかないことで生じた著作権保護や技術流出といったリスクもあり、市場全体はなお「発展の初期段階」にあると言わざるを得ない。また、米国が主導する対中技術封鎖も今後中長期的に継続されるとみられ、国内メーカーの自主的開発力の向上、並びにグローバルバリューチェーンの内部化の重要性が高まり、如何に内生的な発展が実現されるかが市場参入者と政策立案者に問われる。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室 李 博

君合の中国法コラム

『中国民法典』の施行に関する解説(下)

前回の内容に続き、今回は、契約編の重要内容を取り上げて紹介する。

I. 契約編

現行法の規定	『中国民法典』の規定	コメント
『契約法』第 163 条 目的物の交付前に生じた果実は売主の所有に帰属し、交付後に生じた果実は買主の所有に帰属する。	第 630 条 目的物の交付前に生じた果実は売主の所有に帰属し、交付後に生じた果実は買主の所有に帰属する。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。	果実の帰属に関する新たな規定が追加された。今後、売買契約の当事者は、果実の帰属を約定することができる。
『担保法』第 19 条 当事者は、保証の方式を約定しない、または約定が不明確である場合、連帯責任に基づき保証責任を負うものとする。	第 686 条 保証の方式は、一般保証と連帯責任保証を含む。当事者は、保証契約で保証の方式につき約定しない、または約定が不明確である場合、一般保証に基づき担保責任を負うものとする。 第 687 条第 1 項 当事者は保証契約に、債務者は債務を返済できないときに保証人が保証責任を負うと約定する場合、一般保証とする。	『民法典』は『担保法』に定める連帯責任推定の原則を覆し、「一般責任推定」の原則に変更した。これにより、保証人の負担がある程度軽減されることになる。
『契約法』第 221 条 賃借人は、賃借物件のメンテナンスが必要とされるとき、合理的期間内にメンテナンスを行うよう賃貸人に要求することができる。賃貸人がメンテナンス義務を履行しない場合、賃借人は自らメンテナンスを行うことができ、メンテナンス費用は賃貸人の負担となる。物件のメンテナンスにより賃借人の使用に差し支えがあった場合、賃料を減らすか、または賃貸借期間を延長	第 713 条 賃借人は、賃借物件のメンテナンスが必要とされるとき、合理的期間内にメンテナンスを行うよう賃貸人に要求することができる。賃貸人がメンテナンス義務を履行しない場合、賃借人は自らメンテナンスを行うことができ、メンテナンス費用は賃貸人の負担となる。物件のメンテナンスにより賃借人の使用に差し支えがあった場合、賃料を減らすか、または賃貸借期間を延長	新規規定が追加された。原則として、賃貸物件のメンテナンス費用は、賃貸人の負担となる。一方、賃借人の責に帰すべき事由により、賃貸物件のメンテナンスが必要とされた場合、メンテナンス費用の負担は賃借人が負担する。

<p>しなければならない。</p>	<p>しなければならない。 賃借人の過失により賃貸物件のメンテナンスが必要とされた場合、賃貸人は前項に定める責任を負わないものとする。</p>	
<p>『契約法』第 232 条 当事者間に賃貸借期間につき約定がない、または約定が不明確である場合、本法第 61 条の規定によっても確定できない場合は、不定期賃貸借と見なす。当事者は随時契約を解除できる。但し、賃貸人が契約を解除するときは、合理的期間内に賃借人に通知しなければならない。</p>	<p>第 730 条 当事者間に賃貸借期間につき約定がない、または約定が不明確である場合、本法第 510 条の規定によっても確定できない場合は、不定期賃貸借と見なす。当事者は随時契約を解除できる。但し、合理的期間内に相手方に通知しなければならない。</p>	<p>通知に関する規定が変更された。今後、賃借人は不定期賃貸借契約を解除する場合、たとえ賃貸借契約に通知に関する約定がないとしても、合理的期間内に賃貸人に通知しなければならないことになる。</p>
<p>『契約法』第 341 条 委託開発または協力開発により完成した技術による秘密成果の使用権、譲渡権および利益の分配方法は、当事者間の約定によるものとする。約定がない、または約定が不明確であるとき、本法第 61 条の規定によっても確定できない場合、当事者全員に使用および譲渡の権利があるものとする。但し、委託開発の研究開発人は委託人に研究開発成果を交付する前に、研究開発の成果を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>第 861 条 委託開発または協力開発により完成した技術による秘密成果の使用権、譲渡権および利益の分配方法は、当事者の約定によるものとする。約定がない、または約定が不明確であるとき、本法第 510 条の規定によっても確定できない場合、同様の技術案に特許が授与される前であれば、当事者全員に使用および譲渡の権利があるものとする。但し、委託開発の研究開発人は委託人に研究開発成果を交付する前に、研究開発の成果を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>制限条件が追加された。『民法典』第 861 条によると、今後、同様の技術案に特許が授与された後は、開発に参加した当事者が関連技術案を使用および譲渡する権利を有しないと認識できる。</p>

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何等かの行動を投稿が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M & A の分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年7月)

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2020/7/8

6月の製造業PMI指数50.94ヶ月連続で50を上回る

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/420070801.pdf>

国際業務部

■ MUFG BK 中国月報 第173号(2020年7月)

新型コロナウイルス後の中国の対外開放

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/120070101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.8

香港:「香港国家安全維持法」施行

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1208_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214